

食品安全委員会第723回会合議事録

1. 日時 平成30年12月4日（火） 14：00～14：38

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「カイマックスM (CHY-MAX M)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ジチアノン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「セトキシジム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロパニル」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「Morph ΔE8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「*Trichoderma reesei* Morph ΔE8 BP17 4c株が産生するフィターゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「*Komagataella pastoris (Pichia pastoris)* P-132株が産生するフィターゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

(3) 平成31年度（2019年度）食品安全モニター募集について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、
吉田（充）委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

資料1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<カイマッ

クスM (CHY-MAX M) >

- 資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ジチアノン>
- 資料 2 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<セトキシジム>
- 資料 2 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<プロパニル>
- 資料 2 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<Morph Δ E8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼ>
- 資料 2 - 5 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について< *Trichoderma reesei* Morph Δ E8 BP17 4c株が産生するフィターゼを原体とする飼料添加物>
- 資料 2 - 6 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について< *Komagataella pastoris* (*Pichia pastoris*) P-132株が産生するフィターゼを原体とする飼料添加物>
- 資料 3 平成31年度 (2019年度) 食品安全モニター募集要項 (概要)

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第723回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会 (第723回会合) 議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は7点ございます。

資料1が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」、資料2-1から2-3までがいずれも同じ資料名で「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-4が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-5及び資料2-6が同じ資料名で「飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3が「平成31年度 (2019年度) 食品安全モニター募集要項 (概要)」、参考資料として確認書、以上でございます。

不足の資料等、ございますでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基

づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局において確認しましたところ、本日の議事次第（２）のうちMorph ΔE8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼ及び*Trichoderma reesei* Morph ΔE8 BP17 4c株が産生するフィターゼを原体とする飼料添加物につきまして、吉田充委員から、御親族がかかわられているといたしまして、参考資料にあるとおり確認書が提出されています。

また、それ以外につきましては、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 ただ今の事務局からの報告を踏まえますと、吉田充委員は本品目について同委員会決定2の（１）に挙げる場合のうちの⑥の「その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合」に該当すると認められます。そのため、吉田充委員は本品目の調査審議に参加しないということでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 また、それ以外の確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 それでは、要約を説明させていただきます。資料1の4ページ目の要約を御覧いただければと思います。

本添加物は、*Aspergillus luchuensis* CBS 108914株を宿主として、ヒトコブラクダ由来のプロキモシン遺伝子を導入し作製された*Aspergillus luchuensis* CBS 125278株を利用し

て生産されたキモシンです。ミルクの主なタンパク質であるカゼインの特定部位を切断して疎水的カゼインミセルを形成させ、ミルクを凝集させるプロテアーゼであって、主にチーズ製造の非常に重要な工程で用いられる酵素であります。

本酵素については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づいて、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性、遺伝子の導入後の塩基配列の解析等について確認した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。

詳細等については、事務局から説明をお願いします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足させていただきます。

同じ資料の5ページをお願いいたします。I. のところに概要がございますが、今、御説明いただいたとおりですので、割愛させていただきます。

次の「II. 食品健康影響評価」でございますけれども、第1. の1. にございますように、本添加物の評価におきまして比較対象として用いております添加物は、ウシなどの反すう動物の第4胃を基原とするレンネットでございます。有効成分はキモシンでございます。

6ページ、挿入DNAの導入方法について書かれておりますけれども、プロキモシン遺伝子は、プロキモシンの生合成及び分泌を促進するために、宿主のグルコアミラーゼ遺伝子と結合させているということで、融合タンパクとして発現した後に低pH条件に置くと、活性ラクダキモシンが分離されるということでございます。

そのほか、マーカーとして*pyr4*遺伝子が入っているということでございます。

7ページ、6. (1) に本件添加物と従来添加物の相違について記載されておりますけれども、相違点は、遺伝子の供与体が異なるということで、アミノ酸の配列も異なるということです。また、凝乳活性につきましては、比較対象としましてウシキモシンの1.7倍ということでございまして、非特異的なランダム分解が生じにくいということで苦味ペプチドが産生されにくいということと、できるチーズの歩どまりが高いということが相違点としてあるということでございます。

また、組換え体と宿主との相違が(2)にございますけれども、生産菌には宿主に*glA*遺伝子と*camel-Chy*遺伝子、これがプロキモシンでございますけれども、それから*pyr4*遺伝子が導入されている点ということが書かれております。

これらのことから、比較対象となり得る添加物と従来の宿主があると判断されているということでございます。

少し飛びまして、10ページにアレルギー誘発性の検討がございます。(3)でございますけれども、導入遺伝子産物であるプロキモシン遺伝子から生じるキモシンにつきまして誘発性の検討がされておりますけれども、①のa. にありますように、挿入遺伝子の供与体のヒトコブラクダにつきましては、アレルギー性の報告はないということでございます。

b. にありますように、本品カイマックスMは、既に米国、カナダ、フランス、デンマークで使用されているということでございますけれども、ここでアレルギー誘発性を示唆する報告はされていないということでございます。

c. にございますが、人工胃液、腸液中で120分以内に分解されるということでございます。

d. の項目にありますように、既知アレルゲンとの構造相同性がアレルゲンデータベースを用いた検索により確認されておりまして、連続する80アミノ酸以上の配列で35%以上の相同性を示す既知のアレルゲンとして6つのタンパク質が検出されております。また、このうちペプシンAとaspartyl endopeptidaseにつきましては、連続する8アミノ酸が一致するアレルゲンとしても検出されております。ただ、これら2つと一致する連続の8アミノ酸配列に関しましては、エピトープとしての報告はないということで、これが一致するということは特にアレルゲン性を懸念させるものではないという判断がされています。それから、この6つのタンパク質につきましてはいずれも、ウシキモシンでも相同性が示されているということですが、ウシキモシンについてはそれらに起因するようなアレルギー誘発性の報告はないということでございます。

マーカーである*pyr4*遺伝子遺伝子につきましても、長年使用されてきた実績があるということで、11ページにございますように、アレルギー誘発性を示す報告はないということでございます。

以上から総合的に判断しまして、挿入遺伝子の産物はアレルギー誘発性を有する可能性は低いと考えられたということでございます。

12ページの第4. の6. という項目に導入方法に関する記載がございますけれども、目的の遺伝子は、宿主ゲノムの相同組換えにより導入をされているということでございます。

13ページの第5. の2. (2) でございますけれども、挿入遺伝子断片と宿主ゲノムとの接合部におきまして、新たに生じるORFの有無が調べられております。結果として、12個のORFが見出されておりますけれども、これらにつきまして、アレルゲンデータベース、毒性タンパク質データベースによる相同性検索が行われました結果として、特にアレルギー誘発性あるいは毒性を有するタンパク質が含まれる可能性は低いと判断をされているということでございます。

以上の検討から、14ページにございます結果が示されておりますけれども、内容につきましては、先ほど川西委員から御説明のとおりでございます。

本件につきましては、御了承いただけましたら、明日から1月3日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お

願います。特にございませぬか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思ひます。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」でございませぬが、農薬3品目、遺伝子組換え食品等1品目、飼料添加物2品目に関する食品健康影響評価でございませぬ。

まず、農薬3品目についてでございませぬ。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了してございませぬ。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○中山評価第一課長 説明します。まずは資料2-1を御覧ください。ジチアノンです。

まず、3ページを御覧ください。本剤は第2版で、うめの適用拡大ということでの評価要請があったということございませぬ。

3ページの下の方にありますけれども、この後の2剤も含めてということですが、本年10月の食品安全委員会で報告を行い、10月24日から11月22日まで、国民からの意見・情報の募集の募集を行ったということございませぬ。

本剤の概要ですけれども、9ページを御覧ください。用途、構造式などが示されてございませぬけれども、本剤はキノン系の殺菌剤ということございませぬ。

各種評価が行われまして、結果がまとまってございませぬのは、45ページ以降に各試験における無毒性量等の一覧がまとまってございませぬが、今回はARFD（急性参照用量）の検討が行われたということ、50ページにありますとおり、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等の一覧がまとめられているという状況であります。この中で、発生毒性試験①、②を急性参照用量の設定根拠として取り上げたということあります。

その結果につきましては、食品健康影響評価といたしまして、41ページから42ページ以降にまとめられてございませぬが、41ページの下の方、「また」以下にありますとおり、ジチアノンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①及び②の無毒性量10 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量と設定したという部分が追記されているということあります。

ADIについては、変更はございませぬ。

これにつきまして、パブリックコメントを行った結果が最後に参考として添付されてございませぬ。

りますが、特に御意見・情報はなかったということでございます。

次に資料 2-2、セトキシジムであります。

経緯については、先ほどと同様です。

本剤の概要につきましては、10ページを御覧いただきますと、用途、構造式などが記載されております。本剤、シクロヘキサンジオン系除草剤ということでございます。

本剤については初版ということで、一連の評価が行われました。その結果につきましては、64ページ以降、67ページまでが各試験における無毒性量等の一覧であります。さらに、68ページには単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等の一覧がまとめられております。

この結果を踏まえまして、食品健康影響評価につきましては、62ページでありまして、各試験で得られた無毒性量のうちの最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の8.86 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.088 mg/kg 体重/日をADIと設定しました。

さらに、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最少毒性量のうちの最小値につきましては、ラットを用いた発生毒性試験②の無毒性量180 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した1.8 mg/kg 体重を急性参照用量と設定したということでございます。

これにつきましても御意見を募集しました。その結果が最後に参考としてついておりますけれども、特に期間中に意見・情報はございませんでしたということでございます。

次に、資料 2-3、プロパニルでございます。

経緯は同様でございます。

本剤の概要につきましては、6ページを御覧ください。用途、構造式が記載されております。アミド系の除草剤ということになります。

本剤については初版ということで、一連の評価が行われたということでございますが、その結果につきましては、41ページから42ページに各試験における無毒性量等が示されています。本剤の場合、42ページにありますとおり、最少毒性量の5が最小値であったというところで、備考欄にありますとおり、所見としては赤血球数やヘモグロビンの減少等があったということでございます。さらに、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等は43ページにまとまっております。

この結果、食品健康影響評価については、39ページを御覧いただきたいと思いますが、2段落目にあるとおり、最少毒性量で認められた所見は軽微であると考えられたことから、最少毒性量を用いたことによる安全係数を3とすることが妥当であると判断したということでございます。

その結果、「以上から」というところ以降ですけれども、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の最少毒性量である5 mg/kg 体重/日を根拠といたしまして、安全係数300で除した0.016 mg/kg 体重/日をADIと設定しました。

さらに、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最少毒性量のうちの最小値は、ラットを用いたメトヘモグロビンに対する影響検討試験の無毒性量57 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.57 mg/kg 体重を急性参照用量と設定したということでございます。

パブリックコメントを実施した結果が最後のページについておりますが、これについても特段、意見・情報はなかったという結果でございます。

以上でございます、評価書案の内容を変更することなく、リスク管理機関に通知したいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○佐藤委員長 これではよろしいですか。説明は全部終わりましたか。

○中山評価第一課長 はい。農薬のところまでは終わりました。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちジチアノンのADIを0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重と設定する。それから、セトキシジムのADIを0.088 mg/kg 体重/日、ARfDを1.8 mg/kg 体重と設定する。それから、プロパニルのADIを0.016 mg/kg 体重/日、ARfDを0.57 mg/kg 体重と設定するというところでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、遺伝子組換え食品等1品目についてでございます。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

なお、冒頭に申し上げたとおり、本件については、吉田充委員は調査審議に参加いたしません。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料2-4をお願いいたします。Morph Δ E8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼでございます。

1枚おめぐりいただきまして、裏側に審議の経緯がございますけれども、本件につきましては、10月23日の食品安全委員会におきまして、審議結果の報告について審議がなされ

まして、11月22日まで御意見・情報の募集を行った案件でございます。

3ページに概要がございますけれども、評価対象の飼料添加物につきましては、ここに記載のとおりのものでございますけれども、フィチン酸を分解して無機のリン酸を遊離させるということで、家畜飼料のリンの利用率向上を目的として使用されるものということでございます。

評価につきましては、4ページにありますけれども、本飼料添加物につきましては、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づきまして評価した結果、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないという御判断をいただいているものでございます。

最後のページ、右肩に参考とあるところに意見・情報の募集結果がございますけれども、期間中に御意見はございませんでした。

したがって、本件につきましては、よろしければ、この結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えてございます。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件につきましては、吉田充委員を除く6人の委員において、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したとすることによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、飼料添加物2品目のうち *Trichoderma reesei* Morph ΔE8 BP17 4c株が産生するフィターゼを原体とする飼料添加物について御審議願います。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

なお、本件についても、吉田充委員は調査審議に参加いたしません。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料2-5をお願いいたします。資料2-4で説明がありました遺伝子組換え関係から見た飼料添加物の飼料添加物としての評価の結果でございます。

7ページから使用目的、使用状況が書いてございまして、フィターゼにつきましては、先ほど池田分析官から説明があったとおりです。

8ページの下、最後のところになお書きといたしまして、遺伝子組換え技術を用いて生産していることから、評価要請がなされているということでございまして、先ほどの御説明があったものでございます。

飛びまして、16ページをお願いいたします。食品健康影響評価です。数行目のところから遺伝毒性についての記述がございます。*in vitro*の結果は陰性であること、本フィターゼがタンパク質であり、かつ飼料添加物として使用されることを考慮し、畜産物を介して、ヒトにおいて特段問題となる遺伝毒性は生じないという結論でございます。

また、中ほどのところに、鶏及び豚を用いた飼養試験の結果が書いてございますが、推奨添加量の100倍量を混餌投与しても毒性影響は見られておりません。

本製剤に含まれている有効成分以外の物質については、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として使用した場合における食品を介するヒトへの健康影響は無視できる程度と考えました。

以上のことから、本製剤が飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えております。

最後から2枚目になりますが、本件について意見・情報の募集を行いましたところ、意見等はございませんでした。

最後のページは、評価書案の文言についての記載整備でございます。

差し支えなければ、専門調査会の結論をもって、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件につきましても、先ほどと同様、吉田充委員を除く6人の委員において、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられるとするということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ここから先の審議は、吉田充委員にも調査審議にお戻りいただきたいと思えます。

続きまして、残りの飼料添加物 1 品目、*Komagataella pastoris* (*Pichia pastoris*) P-132 株が産生するフィターゼを原体とする飼料添加物についてでございます。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料 2-6 をお願いいたします。

審議の経緯、使用目的、使用状況等につきましては、先ほどの飼料添加物と同様でございます。

8 ページをお願いいたします。最後のなお書きのところでございますが、遺伝子組換え技術を用いて生産していることから、今後、農林水産省から、遺伝子組換え飼料添加物の安全性に関しても評価要請がなされる予定でございます。

飛びまして、15 ページをお願いいたします。食品健康影響評価です。遺伝毒性試験につきましては、*in vitro* 及び *in vivo* の試験の結果はいずれも陰性だったことから、フィターゼ P-132 には生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えております。

飼養試験では、推奨添加量の 50 から 100 倍量を混餌投与しても、投与による毒性所見は見られませんでした。

本製剤に含まれている有効成分以外の物質については、食品を介するヒトへの健康影響は無視できる程度と考えました。

以上のことから、本製剤が飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えております。

最後から 2 枚目でございますが、本件につきまして意見・情報の募集を行いましたところ、意見等はございませんでした。

最後のページでございますけれども、評価書案の文言について記載整備を行っております。

差し支えなければ、専門調査会の結論をもって、関係機関に通知したいと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与

える可能性は無視できる程度と考えられるということによろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) 平成31年度(2019年度)食品安全モニター募集について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成31年度(2019年度)食品安全モニター募集について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○箴島情報・勧告広報課長 それでは、資料3に基づきまして御説明申し上げます。平成31年度(2019年度)の食品安全モニターの募集要項の概要について御説明いたします。

平成31年度としておりますのは、資料の1枚目の下の方、「2. 募集人数及び任期」を見ていただけますでしょうか。任期は1年間となっております、活動状況等に応じて延長が認められ、最長5年間となっております。このため、毎年度、募集を行っているものでございます。

1枚目の上の方の枠内でございます。ポツが3つございます。最初のポツは、食品安全モニターを募集しているということ。2番目のポツは、食品安全モニター制度がどのようなものの御紹介でございます。3番目は、食品安全モニターの皆様方のメリット措置について、それぞれ記載をしております。

続きまして、「1. 応募資格」でございます。以下のアからエの全てに該当する方を対象としております。アは、まず、日本国内に居住されている満20歳以上の方。

イとしまして、御自分の電子メールアドレスをお持ちの方で、インターネット接続されたパソコンで操作ができる方。これは括弧内にご覧いただけますように、事務局との連絡、あるいはeラーニング、それから報告書の提出の関係があるものですから、これを条件とさせていただきます。

ウとしまして、食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有していること。具体的にはということで3つございまして、[1]が大学等で食品に関連する学科等に在籍または卒業もしくは修了した方ということで、この学科につきましては括弧内に示しているとおりでございます。[2]として食品に関連する資格を保有の方ということで、その資格は括弧内に示しているとおりでございます。[3]としまして食品安全に関する業務に現在従事している方もしくは過去に従事していた方、または過去に常勤の公務員として食品の安全に関する行政に従事していた方であって、エでございますけれども、平成31年4月1日時点で、国会議員、地方公共団体の議会の議員、食品の安全に関する行政に

従事している常勤の国家公務員や地方公務員のいずれにも該当しない方を要件とするもの
でございます。

人数につきましては、150名程度を考えております。これは任期でございますように、最
長5年間御活動いただける訳でございますけれども、途中で辞退なさる方がいらっしゃい
ますので、そういう方々の分も含めまして、31年度は150名程度を募集したいと考えており
ます。

裏面に移らせていただきます。「3. 応募方法」でございます。応募方法につきまして、
31年度は少し変更をしたいと考えております。具体的には、イの応募フォームの応募理由
というところでございます。昨年までは、応募理由を100字程度、それから、食品の安全に
関連して関心を持っているテーマを設定いただきまして、そのテーマの現状について300
字、課題について300字、それに対する国が行うべきと考えられる改善の提案を300字とい
うことで、大きく4つの内容を小論文で書いていただいておりますけれども、そこを応
募理由というふうに絞り込みまして、その中に「これまでの経験における食品安全とのつ
ながり」を必ず書いていただくということ、あわせて、文字数を1,000字程度から900
字に若干減らすという改善をしたいと思っております。

この理由でございますけれども、食品安全モニターは、先ほど御説明申しましたように
20歳以上の方に御参加いただけるのですが、若い方がどうしても少ない傾向があるもので
すから、若い方々が応募しやすいような工夫をと考えまして、応募理由に絞り込み、900
字以内という形で文字数を減らして提出いただく形に変えたいと考えてございます。

その下が応募フォームでございます。

「4. 応募締切」でございますけれども、もしこの要項でよろしければ、明日から2カ
月間ということで、平成31年2月4日までを応募期間としたいと考えております。

「5. 選考」「6. 結果の通知」「7. その他」につきましては、ここに記載している
とおりでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいはこの概要の記載事項について御質問等がございましたら、
お願いいたします。特にございませんか。

それでは、事務局は、平成31年度の食品安全モニターの募集手続を開始してください。

(4) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　次回の委員会会合については、再来週12月18日火曜日14時から開催を予定しております。

　また、7日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、12日水曜日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

　以上をもちまして、第723回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　どうもありがとうございました。